

## 平成 29 年度宮田村商工会建設業関係技能講習等受講等助成金交付要綱

### (趣旨)

- 1 この要綱は、宮田村商工会員が事業活動を行なううえで必要な技能講習等を事業主または従業員が積極的に受講等することにより、安全また正確に事業を遂行することに努める事業所に対して一定の範囲の助成を行なうものとする。

### (助成金交付の対象)

- 2 この要綱の適用を受けることができる者は、宮田村商工会員でなければならない。

### (助成の対象講習会等)

- 3 助成金を受ける講習等は、(一社)伊那労働基準協会または(一社)中部労働技能センターその他が行なう講習会及び建設業経営に必要な資格取得に要する受講費用、受験料とする。

### (助成金の額)

- 4 受講費、受験料の 2 分の 1 とするが、助成の限度額は 1 事業年度 1 事業所 20,000 円とする。

### (助成金の申請)

- 5 助成金の交付を受けようとする者は、受講等終了後、速やかに宮田村商工会建設業関係技能講習等助成金交付申請書に受講料、受験料の領収書の写し・修了証の写しを添付し、商工会長に申請しなければならない。

### 附則

1. この要綱は、平成 29 年 5 月 27 日以降開催される講習会等から適用し、平成 30 年 3 月 21 日まで申請を受け付けた事業所に適用する。